

議 案 第 5 号

富士見市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例
の一部を改正する条例の制定について

富士見市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和39
年条例第1号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成29年2月14日提出

富士見市長 星 野 光 弘

提 案 理 由

非常勤嘱託職員の報酬の改定等を行うため、富士見市特別職の職員で非常勤のもの
の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1
項第1号の規定により、この案を提出します。

富士見市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例
の一部を改正する条例

富士見市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和39年条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表6の項中「6,500円」を「9,200円」に、「5,900円」を「7,600円」に改める。

別表72の項中「235,580円」を「237,180円」に、「16,340円」を「18,160円」に、「1,580円」を「1,590円」に改め、同項を同表73の項とする。

別表中71の項を72の項とし、54の項から70の項までを1項ずつ繰り下げ、53の項の次に次のように加える。

54	教育振興基本計画審議会委員	日額	3,000円
----	---------------	----	--------

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。